

秋田県立栗田支援学校給食調理等業務委託企画提案書記載要領

No.	記載項目	記載内容
1	委託業務に対する基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援学校の学校給食に対する基本的な考え方を示すこと <ul style="list-style-type: none"> ・仕様書等の内容を踏まえ自社の考え方を示すこと
2	同種業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過去2年以内の特別支援学校給食及びその他の学校給食委託業務の実績を記載すること <ul style="list-style-type: none"> ・学校名等を具体的に記載すること ○ 過去2年以内の学校以外の施設等の主な給食委託業務実績を記載すること <ul style="list-style-type: none"> ・県内、県外別に記載すること
3	業務体制、運用方式	<ul style="list-style-type: none"> ○ 従業員の人数、業務体制を記載すること <ul style="list-style-type: none"> ・人数及び職名、勤務体制（時間）等を示すこと ○ 従業員の教育について <ul style="list-style-type: none"> ・研修体制、マニュアルの概要等を示すこと
4	危機管理、安全体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調理場の安全性について記載すること <ul style="list-style-type: none"> ・調理師等有資格者の配置、安全管理体制を示すこと ○ 危機管理体制、緊急連絡体制等を記載すること <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理マニュアル等の資料があったら添付すること
5	地産地消に対する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地場産食材の利用に対する自社の考え方を示すこと <ul style="list-style-type: none"> ・地場産食材の使用率を高める方策を示すこと
6	特別支援学校児童生徒への配慮内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害のある児童生徒への配慮内容を記入すること <ul style="list-style-type: none"> ・きざみ食等の考え方を示すこと ・児童生徒への対応等の配慮内容を記載すること
7	費用（概算見積書）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委託料金の年額及び概算の内訳を示すこと <ul style="list-style-type: none"> ・内訳明細を提示すること
8	賃金水準の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次頁配点表参照の上、各区分に係る記載を行い、併せてそれを証明する書類（給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表など）を添付すること
9	女性の活躍推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次頁配点表参照の上、各区分に係る記載を行い、併せてそれを証明する書類（認定証や表彰の事実が分かる書類など）を添付すること

「8 賃金水準の向上」及び「9 女性の活躍推進」の配点表

評価項目	設定区分		配点		
	大区分	小区分			
8 賃金水準の向上	役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率 ※1	1. 50%以上	3		
		2. 00%以上	4		
		3. 00%以上	5		
9 女性の活躍推進	一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数 100人以下の企業	女活法 ※3	各 0.25	最大 0.5
			次世代法 ※3		
	えるぼしチャレンジ企業認定 ※2			1	
	法令に基づく認定	女活法 ※3	えるぼし	1.5	最大 3
			プラチナえるぼし	2	
		次世代法 ※3	くるみん	1.5	
			プラチナくるみん	2	
	秋田県知事表彰の受賞	若者雇用促進法 ※3	ユースエール	0.5	
			女性の活躍推進企業表彰	各 0.5	最大 1
			子ども・子育て支援知事表彰		
			男女共同参画社会づくり表彰		

注1 複数の小区分に該当する場合は、最も配点が高い区分により配点を行うものとする。

注2 一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計点（各評価項目 5 点、合計 10 点）により配点を行うものとする。

注3 共同企業体制度（JV）又はこれに準ずる共同提案等複数の事業者が一体となって提案を行う場合は、参加企業の配点の合計点を当該参加企業の総数で除した点数（小数点以下第1位を四捨五入）により配点を行う。

※1 所得税法第 226 条第 1 項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」又は税理士又は公認会計士等の第三者による「賃上げ実績を確認できる書類（任意様式）」により比較する。

※2 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和 4 年 5 月から県が新たに認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を 1 つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点は行わないものとする。

※3 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）

次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）

若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）